

公 告 第 8 1 号  
令 和 6 年 11 月 12 日

分任支出負担行為担当官  
防衛装備庁 航空装備研究所  
管理部 会計課長 木村 浩一

## 公 告

下記により入札を実施するので、入札及び契約心得(平成31年4月1日)を熟知の上、参加されたい。

1 入 札 方 式 一般競争入札

2 入札に付する事項

| 件 名                          | 規 格     | 数 量 | 納 地          | 納 期       |
|------------------------------|---------|-----|--------------|-----------|
| 誘導武器用エンジン部品へのAM製造の適用に関する検討作業 | 仕様書のとおり | 1件  | 防衛装備庁航空装備研究所 | 令和7年3月31日 |

説 明 会 なし。

3 入 札 ① 日 時 令和6年11月29日(金)13時30分  
② 場 所 航空装備研究所 管理棟 1階入札室

4 参 加 資 格 ① 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。  
② 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。  
③ 令和4・5・6年度防衛省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」の「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされ関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者。  
④ 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は防衛装備庁長官官房会計官から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者(以下「指名停止期間中の者」という。)でないこと。  
⑤ 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。  
⑥ 都道府県警察から暴力団関係業者として排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者でないこと。

5 入 札 方 法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、各入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の100／110に相当する金額を入札書に記載すること。

6 保 証 金 ① 入札保証金………免除  
② 契約保証金………免除

7 入 札 の 無 効 ① 4の参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に反した入札又は入札後契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者のした入札は無効とする。  
② 入札者等が誓約した「誓約事項」若しくは「誓約書」による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、当該入札者等が提出した入札書等を無効とするものとする。

8 契 約 書 作 成 の 有 有

9 契 約 を し よ う と す る 基 本 契 約 条 項 等 役務請負契約条項  
談合等の不正行為に関する特約条項  
暴力団排除に関する特約条項

10 落札者が正当な理由なく契約を結ばない場合には、落札金額の100分の5以上の金額を違約金として徴収する。

|   |  |
|---|--|
| 11 そ の 他  |  |
| ① 郵便入札について  | (1) 郵便入札の可否 可<br>(2) 郵便入札方法 書留等の配達記録の残る方法により入札日の前日までに必着のこと。また、宛名は「防衛装備庁航空装備研究所分任支出負担行為担当官」とし、11⑩に記載の住所に送付すること。<br>(3) 郵送する書類等 (ア) 防衛省競争参加資格(全省庁統一資格)の資格審査結果通知書(写)<br>(イ) 入札書<br>(4) 封筒について 前項(イ)を入れる封筒(以下内封筒という)については、長3(縦235mm×横120mm)程度の内封筒とし、表面に「入札書在中」と黒又は赤で記載の上、必ず封印すること。<br>(5) 入札の回数 郵便により入札に参加した者の再入札等は、辞退したものとして取り扱う。<br>(6) 入札の無効 郵便入札の執行について、本公告の7項に規定されているもののほか、期日までに到着しなかった場合は無効とする。<br>(7) その他留意事項 郵便における入札を希望する場合は、事前に官の了承を得るものとする。 |
| ② 電子入札・開札システムの利用  | 本件は、政府電子調達(GEPS)を利用する案件である。なお、電子入札・開札システムの障害により入札取りやめ、本公告が変更となる場合がある。<br><b>《電子入札による入札書受領期間》</b><br>公告日から令和6年11月28日(木)17時15分まで(行政機関の休日を除く)。<br>また、電子入札・開札システムにより難い者は、担当官の承諾を受けて、紙入札方式に代えるものとする。この場合、令和6年11月28日(木)17時15分までに下記問合せ先に「紙入札方式参加承諾願」を提出すること。  |
| ③ 端数処理  | 入札書に記載された金額の110／100に相当する金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとし、当該端数金額を切り捨てた後に得られる金額をもって、申し込みがあったものとする。  |
| ④ 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を大臣官房衛生監、防衛政策局長又は防衛装備府長官が認めた場合には、この限りではない。   |  |
| ⑤ 提出資料  | (1) 防衛省競争参加資格(全省庁統一資格)の資格審査結果通知書の写しを、入札日の前日までに提出するものとする(FAX可)。<br>(2) 指名停止期間中の者にこの契約の全部又は一部を請け負わせる場合は、下請負確認申請書を令和6年11月28日(木)17時15分までに提出するものとする。  |
| ⑥ 指名停止期間中の者にこの契約の全部又は一部を請け負わせる者と、指名停止期間中の者にこの契約の全部又は一部を請け負わせない者との入札になる場合には、指名停止期間中の者にこの契約の一部を請け負わせる者の入札は認めない。                                   |  |
| ⑦ 契約締結後、指名停止期間中の者にこの契約の全部又は一部を請け負わせることとなった場合は、この契約の全部又は一部を解除することがある。  |  |
| ⑧ 契約後、指名停止期間中の者に下請負をさせる場合は、「入札及び契約心得」に定める下請負承認を得るものとし、変更契約を行い特定費目の代金の確定に関する特約条項を付すものとする。なお、特定費目の代金の確定にあたっては、下請負者が履行に要した製造原価等が確認できる書類を提出するものとする。 |  |
| ⑨ 落札者が中小企業信用保険法第2条1項に規定する中小企業である場合は、適用する契約条項に加え、「債権譲渡制限特約の部分的解除のための特殊条項」を別途適用する。  |  |
| ⑩ 本書記載事項に関しては、航空装備研究所 管理部会計課調達係に照会のこと。  |  |

住所 東京都立川市栄町1-2-10 防衛装備庁 航空装備研究所 管理部会計課調達係  
 TEL 042-524-2411(内線)644 担当:高瀬

| 防衛装備庁仕様書    |                              | 1／2   |
|-------------|------------------------------|-------|
| 品<br>件<br>名 | 誘導武器用エンジン部品へのAM製造の適用に関する検討作業 | 仕様書番号 |
|             |                              | 作成年月日 |
|             |                              | 作成部課名 |

## 1. 総則

### 1.1 適用範囲

この仕様書は、「誘導武器用エンジン部品へのAM製造の適用に関する検討作業」(以下「本役務」という。)について規定する。

### 1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、表1のとおりとする。

表1 用語及び定義

| 番号 | 用語         | 定義  |
|----|------------|---|
| 1  | AM         | 積層造形 (Additive Manufacturing) のことをいう。デジタルデータに基づいて材料を層状に積層することで、立体物を造形する技術をいう。 |
| 2  | ターボファンエンジン | ファン、圧縮機、燃焼器、高压タービン、低压タービンで構成されるジェットエンジンをいう。                                   |

## 2. 役務に関する要求

### 2.1 概要

本役務は、誘導武器用エンジン部品へのAM製造の適用に関して、ターボファンエンジンの設計、製造等の技術的知見に基づき、AM製造によるメリットを踏まえ、量産を考慮した場合の誘導武器用エンジン部品への適用に関する検討作業を実施するものである。

なお、本作業は、ターボファンエンジンの設計・製造に関する専門的技術及び知識を有するものが実施すること。

### 2.2 作業内容

#### 2.2.1 AM製造による誘導武器用エンジン部品のメリットに関する検討

AM製造とすることにより、誘導武器用エンジン部品としてのメリット（軽量化、機能化、統合化）を検討すること。

#### 2.2.2 既存エンジンへの適用検討

契約相手方が設計・製造を行ったターボファンエンジンを対象として、2.2.1項で整理したメリットを踏まえ、適用可能なエンジン部品を抽出し、量産を考慮した場合の適用可否について検討すること。

#### 2.2.3 作業結果報告書の作成

2.2.1項及び2.2.2項について、作業結果報告書を作成して官に提出すること。

なお、作業結果報告書の作成にあたっては、以下の点に留意すること。

- (1) 作業結果報告書の内容は、第三者に公開可能な情報で作成することを原則とし、契約相手方固有の情報が含まれる場合は、該当箇所が分かるように明示すること。
- (2) 公刊資料等から参照・引用した文言、図表、写真等は、全て当該資料の出典及び引用・参照箇所を分かり易く記載すること。また、参照文献のリストを作成すること。
- (3) 重要な技術専門用語を記載する場合は、和訳困難な語句及び略語について、原文のみ又は和文併記とすること。

### 2.3 報告会について

契約相手方は、役務実施及び提出書類の提出に先立ち、その内容について官とよく調整するとともに、防衛装備庁航空装備研究所にて報告会を実施するものとする。報告会の実施は表2を基準とする。

表2 報告会の実施（基準）

| 番号 | 名称        | 回数 | 時期                | 場所               |
|----|-----------|----|-------------------|------------------|
| 1  | 役務実施前の報告会 | 1回 | 契約後速やかに           | 防衛装備庁<br>航空装備研究所 |
| 2  | 中間報告会     | 1回 | 2.2.1項実施後速<br>やかに |                  |
| 3  | 作業結果報告会   | 1回 | 検査実施前             |                  |

### 2.4 役務実施場所

契約相手方工場等

## 3. 検査

2.2項について、作業結果報告書に基づき検査を実施する。

## 4. その他の指示

### 4.1 提出書類

提出書類は表3のとおりとする。

表3 提出書類

| 番号 | 名称      | 数量 | 提出時期  | 提出場所             | 備考  |
|----|---------|----|-------|------------------|---|
| 1  | 作業結果報告書 | 2部 | 検査実施前 | 防衛装備<br>庁航空装備研究所 | 紙で1部、電子媒体で<br>1部提出すること。<br>電子ファイルは<br>Microsoft Office形式<br>又はPDF形式とする。 |

### 4.2 官側の支援

契約相手方は、この仕様書に規定する役務を実施するにあたり、官の保有する施設、設備及び文書等を使用する必要がある場合は、あらかじめ官と十分調整の上、官の規則を遵守し、無償で支援を受けることができるものとする。

### 4.3 その他

この仕様書について疑義が生じた場合は、速やかに官と協議するものとする。